

機密保持契約同意書

機密保持契約に同意されたお客さま（以下「お客さま」という）と、杉戸社会保険労務士事務所（以下「当事務所」という）は、当事務所の機密保持の義務に関する事項について次のように契約を締結する。

（機密保持）

第1条 当事務所はお客さまに対し、お客さまの資料および打ち合わせにより知り得たお客さまの機密情報について、お客さまの許可なく、いかなる方法をもってしても、開示、漏洩もしくは自ら使用しないことを約する。

（報告義務）

第2条 当事務所は、機密情報の漏洩に気付いたときは直ちにお客さまに報告する。

（機密の帰属）

第3条 機密情報については、当事務所がその作成・作業に関わった場合であってもお客さまに属するものであると認めることとする。

（提案終了後の機密保持）

第4条 機密情報については、お客さまへの提案資料作成のために使用し、提案期間が終了しても、開示、漏洩もしくは自ら使用しないこととする。

（その他）

第5条 その他、機密保持に関する事項についてお客さまより当事務所への質問があるときには、当事務所は誠意を持って速やかに対処することとする。